

技 第 3 2 5 号  
建 不 第 3 4 2 号  
令 和 4 年 8 月 9 日

部 内 各 課 の 長  
部内各出先機関の長 様

県 土 整 備 部 長

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）  
運用マニュアル（案）について（通知）

このことについて、「建設工事請負契約書第26条第5項の運用について（通知）」（令和4年7月13日付け技第269号及び建不第288号）により通知したところですが、今般、国土交通省において「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）令和4年7月」が示されましたので、通知致します。

本県においては、当マニュアルに準じて運用していくこととしたので、適切な対応を図るようお願いいたします。

また、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

（担 当）

県土整備部

技術管理課 技術情報班 043-223-3503

建設・不動産課 契約・審査班 043-223-3116

技 第 3 2 5 号  
建 不 第 3 4 2 号  
令 和 4 年 8 月 9 日

各発注部（局・庁）の長  
各 公 営 企 業 の 長  
様

県 土 整 備 部 長

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）  
運用マニュアル（案）について（通知）

このことについて、「建設工事請負契約書第26条第5項の運用について（通知）」（令和4年7月13日付け技第269号及び建不第288号）により通知したところですが、今般、国土交通省において「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）令和4年7月」が示されましたので、通知致します。

県土整備部においては、当マニュアルに準じて運用していくこととしたので、貴部（局・庁）においても適切な対応を図るようお願いいたします。

また、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

（担 当）

県土整備部

技術管理課 技術情報班 043-223-3503

建設・不動産課 契約・審査班 043-223-3116

技 第 3 2 5 号  
建 不 第 3 4 2 号  
令和 4 年 8 月 9 日

各 市 町 村 長 様

千 葉 県 県 土 整 備 部 長  
( 公 印 省 略 )

工事請負契約書第 2 6 条第 5 項 ( 単品スライド条項 )  
運用マニュアル ( 案 ) について ( 通知 )

このことについて、「建設工事請負契約書第 2 6 条第 5 項の運用について ( 通知 )」( 令和 4 年 7 月 1 3 日付け技第 2 6 9 号及び建不第 2 8 8 号 ) により通知したところですが、今般、国土交通省において「工事請負契約書第 2 6 条第 5 項 ( 単品スライド条項 ) 運用マニュアル ( 案 ) 令和 4 年 7 月」が示されましたので、通知致します。

本県においては、当マニュアルに準じて運用していくこととしたので、貴自治体におかれましても適切な対応を図るようお願いいたします。

また、各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

( 担 当 )

県土整備部

技術管理課 技術情報班 043-223-3503

建設・不動産業課 契約・審査班 043-223-3116

技 第 3 2 5 号  
建 不 第 3 4 2 号  
令 和 4 年 8 月 9 日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部長  
(公印省略)

工事請負契約書第26条第5項 (単品スライド条項)  
運用マニュアル (案) について (通知)

本県の土木行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。このたび、「建設工事請負契約書第26条第5項の運用について (通知)」(令和4年7月13日付け技第269号及び建不第288号)により通知したところですが、今般、国土交通省において「工事請負契約書第26条第5項 (単品スライド条項) 運用マニュアル (案) 令和4年7月」が示されましたので、通知致します。

本県においては、当マニュアルに準じて運用していくこととしたので、貴団体に所属する会員に対し周知くださるようお願い申し上げます。

(担 当)

県土整備部

技術管理課 技術情報班 043-223-3503

建設・不動産課 契約・審査班 043-223-3116